

店頭デリバティブ取引に関する事前説明書 対比表

平成 25 年 11 月 11 日

(青字部分は追加、青字部分は削除箇所)

現 行	変 更 後
店頭デリバティブ取引に関する事前説明書	店頭 デリバティブ 外国為替証拠金取引に関する事前説明書
<p>本説明書は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、金融商品取引業者が店頭外国為替証拠金取引（以下、「証拠金取引」といいます。）及び店頭外国為替オプション取引（以下、「オプション取引」といいます。）の契約を締結しようとする際はあらかじめ、お客様に対し法令で定める事項を記載した書面を交付することが義務付けられている契約締結前交付書面です。（本説明書の他に、「店頭デリバティブ取引に係るご注意」、「約款」、「取引説明書」、「リスク説明書」、「必要証拠金一覧表」、「信託保全説明書」が契約締結前交付書面に該当します。）当社が提供する証拠金取引及びオプション取引（以下、2 つの取引を「店頭デリバティブ取引」といいます。）は同法第 2 条第 22 項第 1 号及び同項第 3 号に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引になります。</p> <p>店頭デリバティブ取引には、価格変動リスク・レバレッジ効果によるリスク・電子取引システムの利用のリスク・信用リスクなど様々なリスクが存在します。お客様は契約の締結に先立ち、契約締結前交付書面に記載されている内容をよく読み、記載事項を十分ご理解いただいたうえで、自己の責任において契約手続きにお進みください。</p> <p>店頭デリバティブ取引のリスク等重要事項について</p> <ol style="list-style-type: none"> 店頭デリバティブ取引は、ハイリスク・ハイリターンな取引であり、元本を保証するものではありません。取引対象である通貨の価格の変動により損失が発生する可能性があります。 証拠金取引は、取引に必要な資金に比較して実際の取引金額が著しく大きい（レバレッジ効果）ため、多額の利益となることもあります。逆に多額の損失（預り金以上の損失）となる可能性もあります。 省略 省略 オプション取引は、お客様が当社に所定のプレミアム（オプション料）を支払って、オプションを購入する取引で、将来 	<p>本説明書は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、金融商品取引業者が店頭外国為替証拠金取引（以下、「証拠金本取引」といいます。）及び店頭外国為替オプション取引（以下、「オプション取引」といいます。）の契約を締結しようとする際はあらかじめ、お客様に対し法令で定める事項を記載した書面を交付することが義務付けられている契約締結前交付書面です。（本説明書の他に、「店頭デリバティブ外国為替証拠金取引に係るご注意」、「約款」、「取引説明書」、「リスク説明書」、「必要証拠金一覧表」、「信託保全説明書」が契約締結前交付書面に該当します。）当社が提供する証拠金本取引及びオプション取引（以下、2 つの取引を「店頭デリバティブ取引」といいます。）は同法第 2 条第 22 項第 1 号及び同項第 3 号に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引になります。</p> <p>店頭デリバティブ本取引には、価格変動リスク・レバレッジ効果によるリスク・電子取引システムの利用のリスク・信用リスクなど様々なリスクが存在します。お客様は契約の締結に先立ち、契約締結前交付書面に記載されている内容をよく読み、記載事項を十分ご理解いただいたうえで、自己の責任において契約手続きにお進みください。</p> <p>店頭デリバティブ外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <ol style="list-style-type: none"> 店頭デリバティブ本取引は、ハイリスク・ハイリターンな取引であり、元本を保証するものではありません。取引対象である通貨の価格の変動により損失が発生する可能性があります。 証拠金本取引は、証拠金取引であり、取引に必要な資金に比較して実際の取引金額が著しく大きい（レバレッジ効果）ため、多額の利益となることもあります。逆に多額の損失（預り金以上の損失）となる可能性もあります。 省略 省略 オプション取引は、お客様が当社に所定のプレミアム（オプション料）を支払って、オプションを購入する取引で、将来

の一定時点の為替レートが購入時の為替レートと比してそれ以上かそれ以下かを予想し、その結果がおお客様の予想通りとなった場合は所定のペイアウトを受取ることができ、予想が外れた場合は購入したオプションが無価値となる取引です。したがってお客様の最大損失額はお客様が支払ったプレミアムの範囲内となり、お客様は短期間で利益を得ることもありますが、投資資金の全額を失う可能性があります。また、対象原資産である為替相場に直接投資するよりも、一般に損失の割合が大きくなります。

6. オプション取引において合理的な投資判断を行うためには、オプション取引の理論的根拠等の専門知識が必要となります。

7. オプション取引では、お客様全体のプレミアムの合計金額とペイアウトの合計金額との差額が、当社の収益の源泉となります。

8. お客様の取引手法に応じて選択していただけるよう複数の取引システムを採用しております。説明書を熟読し十分ご理解して頂いていても、実際にお取引を行った場合との齟齬（そご）がありますので必ず事前にデモ取引を行ってください。

9. 証拠金取引における往復の取引手数料は以下の通りです。
「Hirose-FX2」0円・「Hirose-FX2 ミニ」30円/1ロット・「LION FX」0円・「HiroseTrader」0円（但し、一定数量未満のお取引にはミニマムチャージとして1取引当たり5米ドル相当額の費用がかかります。）

また取引手数料とは別にスプレッド幅がおお客様の負担となります。

10. オプション取引における取引手数料は無料です。

11. お客様が注文執行後当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

12. 取引システム又は当社及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。

13. 店頭デリバティブ取引は全て相対取引であるため、当社の信用状況及び当社カバー先の信用状況によっては、お客様が損害を被る可能性があります。

14. 当社では、お客様からのご注文を受託した場合、当該注文に呼応するカバー取引を次の業者と行います。

以下、省略

<追加>

15. お客様からお預りした資産は、三井住友銀行へ金銭信託され、当社の固有財産とは区分して管理しております。

~~の一定時点の為替レートが購入時の為替レートと比してそれ以上かそれ以下かを予想し、その結果がおお客様の予想通りとなった場合は所定のペイアウトを受取ることができ、予想が外れた場合は購入したオプションが無価値となる取引です。したがってお客様の最大損失額はお客様が支払ったプレミアムの範囲内となり、お客様は短期間で利益を得ることもありますが、投資資金の全額を失う可能性があります。また、対象原資産である為替相場に直接投資するよりも、一般に損失の割合が大きくなります。~~

~~6. オプション取引において合理的な投資判断を行うためには、オプション取引の理論的根拠等の専門知識が必要となります。~~

~~7. オプション取引では、お客様全体のプレミアムの合計金額とペイアウトの合計金額との差額が、当社の収益の源泉となります。~~

5. お客様の取引手法に応じて選択していただけるよう複数の取引システムを採用しております。説明書を熟読し十分ご理解して頂いていても、実際にお取引を行った場合との齟齬（そご）がありますので必ず事前にデモ取引を行ってください。

6. ~~証拠金~~本取引における往復の取引手数料は以下の通りです。
「Hirose-FX2」0円・「Hirose-FX2 ミニ」30円/1ロット・「LION FX」0円・「HiroseTrader」0円（但し、一定数量未満のお取引にはミニマムチャージとして1取引当たり5米ドル相当額の費用がかかります。）

また取引手数料とは別にスプレッド幅がおお客様の負担となります。

~~10. オプション取引における取引手数料は無料です。~~

7. お客様が注文執行後当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

8. 取引システム又は当社及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。

9. ~~店頭デリバティブ~~本取引は全て相対取引であるため、当社の信用状況及び当社カバー先の信用状況によっては、お客様が損害を被る可能性があります。

10. 当社では、お客様からのご注文を受託した場合、当該注文に呼応するカバー取引を次の業者と行います。

以下、省略

●株式会社みずほ銀行(Mizuho Bank, Ltd.) 銀行業 / 日本金融庁

11. お客様からお預りした資産は、三井住友銀行へ金銭信託され、当社の固有財産とは区分して管理しております。

店頭デリバティブ取引行為に関する禁止行為

1. 金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭デリバティブ取引、又は顧客のために店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「店頭デリバティブ取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意下さい。

(1)店頭デリバティブ取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭デリバティブ取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

(2)顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する行為

(3)店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘をする行為

〔ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の店頭外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。〕

(4)店頭デリバティブ取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為

(5)店頭デリバティブ取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭デリバティブ取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為又は勧誘を受けた顧客が当該店頭デリバティブ取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為

(6)店頭デリバティブ取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

(7)店頭デリバティブ取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供す

店頭~~デリバティブ~~外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

1. 金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭~~デリバティブ~~外国為替証拠金取引、又は顧客のために店頭~~デリバティブ~~外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「店頭~~デリバティブ~~外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意下さい。

a. 店頭~~デリバティブ~~外国為替証拠金取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭~~デリバティブ~~外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭~~デリバティブ~~外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為

c. 店頭 ~~デリバティブ~~外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭~~デリバティブ~~外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為

〔ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の店頭外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。〕

d. 店頭~~デリバティブ~~外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為

e. 店頭 ~~デリバティブ~~外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭~~デリバティブ~~外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該店頭~~デリバティブ~~外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為

f. 店頭 ~~デリバティブ~~外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

g. 店頭 ~~デリバティブ~~外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上

る旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

(8)店頭デリバティブ取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

(9)店頭デリバティブ取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為

(10)本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭デリバティブ取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと

(11)店頭デリバティブ取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

(12)店頭デリバティブ取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約束し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）

(13)店頭デリバティブ取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為

(14)店頭デリバティブ取引契約に基づく店頭デリバティブ取引行為をすることその他の当該店頭デリバティブ取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為

(15)店頭デリバティブ取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為

(16)店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する行為

(17)あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店

の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

h. 店頭~~デリバティブ~~外国為替証拠金取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

i. 店頭~~デリバティブ~~外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為

j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭~~デリバティブ~~外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと

k. 店頭~~デリバティブ~~外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

l. 店頭~~デリバティブ~~外国為替証拠金取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）

m. 店頭~~デリバティブ~~外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為

n. 店頭~~デリバティブ~~外国為替証拠金取引契約に基づく店頭~~デリバティブ~~外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭~~デリバティブ~~外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為

o. 店頭~~デリバティブ~~外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為

p. 店頭~~デリバティブ~~外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭~~デリバティブ~~外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為

q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店

店頭デリバティブ取引をする行為

(18)個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みません。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭デリバティブ取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭デリバティブ取引をする行為

(19)店頭デリバティブ取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）

(20)店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること

(21)通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。(22)において同じ。）につき、個人の顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（平成22年8月1日以降は想定元本の2%、平成23年8月1日以降は同じく4%。以下同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること

(22)通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における個人の顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

<追加>

店頭~~デリバティブ~~外国為替証拠金取引をする行為

r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みません。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭~~デリバティブ~~外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭~~デリバティブ~~外国為替証拠金取引をする行為

s. 店頭~~デリバティブ~~外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）

t. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること

u. 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。v. において同じ。）につき、個人の顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（平成22年8月1日以降は想定元本の2%、平成23年8月1日以降は同じく4%。以下同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること

v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客の顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

w. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること

x. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを

<p>2. お客様は、金融商品取引法により、次の行為が禁止されていますので、ご注意ください。</p> <p>(1)金融商品取引業者等又は第三者との間で、上記(7)の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）</p> <p>(2)金融商品取引業者等又は第三者との間で、上記(8)の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）</p> <p>(3)金融商品取引業者等又は第三者から、上記(9)の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為（前2号の約束による場合であって当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求によるとき及び当該財産上の利益の提供が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）</p>	<p>指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。）</p> <p>y. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること</p> <p>2. お客様は、金融商品取引法により、次の行為が禁止されていますので、ご注意ください。</p> <p>a. 金融商品取引業者等又は第三者との間で、上記 g の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）</p> <p>b. 金融商品取引業者等又は第三者との間で、上記 h の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）</p> <p>c. 金融商品取引業者等又は第三者から、上記 i の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為（前2号の約束による場合であって当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求によるとき及び当該財産上の利益の提供が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）</p>
<p>平成 25 年 7 月 15 日</p>	<p>平成 25 年 11 月 11 日</p>